

～ 毎月10日は「人権を考える日」 ～



## 「障害者差別解消法」ってなに？

2013年（平成25年）6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が、2016年4月1日から施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。そのために、次のようなことを定めています。

- ①障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害等をしてはならない。
- ②社会的障壁を取り除くための「合理的な配慮」をすること。
- ③国や地方公共団体等は、差別を防止するための啓発をしなければならない。

### この法律の目的は？（第1条より）

障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられることなく、お互いを尊重して生活できるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる共生する社会を実現することを目的としています。

### 障がいを理由とする差別を解消するために（第7条、第8条）

#### 1 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある方に対して、障がいを理由として、正当な理由なく、商品（財）やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がいのある方の権利利益を侵害しない。

（例） 「見えない」「聞こえない」等の機能障がいを理由にして、排除したり、制限したりしない。

#### 2 合理的配慮の提供

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（社会のかべ）を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことで、障がいのある方の権利利益を保障する。

（例） 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

残念ながら社会では差別と思われる事象がまだまだ起きています。障がいのある人とない人が、共に幸せに暮らすことができる社会にするためにも、この法律が必要なのです。

